

ベトナム統計総局との協力の覚書について

1. 目的

公的統計の効率的な整備及びその有用性の確保を促進するため、統計及び関連する分野における両機関の緊密な協力の基盤を確立すること

2. 協力方法

(1) 協力形式

専門家の派遣、研修員の受入れ、派遣団の交換等

(2) 協力分野

- ア 統計調査等の実施（国勢調査、経済センサス、家計調査、消費者物価指数等）
- イ 統計報告書の作成
- ウ 統計分析・予測
- エ 地理情報システム（GIS）及び政府統計の総合窓口（e-Stat） 等

3. 経費負担

原則として、自国の費用は自国で負担する。

4. 協力の期間

覚書署名の日から 5 年間。（5 年の期間終了後、どちらかが終了の意思を通知しない限り、自動的に 5 年間継続。）

5. 覚書の署名者

日本側： 総務省統計局長

ベトナム側： ベトナム統計総局長

6. 覚書の署名日

平成 27 年 1 月 14 日（水）